

平成22年 第16回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成22年10月14日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成22年10月14日

## 東京都教育委員会第16回定例会

### 議 題

#### 1 議 案

第108号議案 平成23年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第109号議案 東京都立埋蔵文化財調査センターの指定管理者の指定について

#### 2 報 告 事 項

(1) 小学校教員養成課程のカリキュラムについて

(2) 児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議の提言について

(3) 平成26年度全国高等学校総合体育大会における開催予定競技種目等について

(4) 都立学校における個人情報紛失事故再発防止について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
	(欠席)
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局(説明員)	教育長(再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
	(書記)	総務部教育政策課長

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成22年第16回定例会を開会させていただきます。

本日は、内館委員からは御都合により欠席との届出をいただいております。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、M Xテレビほか4社、計5社から、個人は、合計4名からの取材・傍聴の申込みがございました。また、M Xテレビからは冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。 異議なし それでは、入室をしていただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員にお願いいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 9月7日開催の前々回、第14回定例会の会議録につきましては、先日お配りして、御覧いただいたと存じますので、よろしければ、この場で御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。 異議なし それでは、第14回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回、9月24日開催の第15回定例会の会議録が机上に配付されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。よろしく願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第109号議案につきましては、指定管理者の選定に関する案件でございますので、公正を保つために非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。 異議なし それでは、御了承いただいたということで、そのように取り扱わせていただきます。

## 委員長の選挙

【委員長】 本日は、まず、東京教育委員会委員長の選挙についてでございます。  
次長、説明をお願いいたします。

【次長】 委員長をしていただいております木村委員長の委員長としての任期が、平成22年10月22日までとなっております。したがって、本日、委員長の選挙をお願いしたいと存じます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育委員会は、教育長以外の委員の中から委員長を選挙しなければならないとなっております。また、委員長の任期は1年でございます。よろしくをお願いいたします。

【高坂委員】 木村委員長に引き続きお願いするのが適当だと思います。  
異議なし。

【委員長】 わかりました。それでは、皆様の御意見でございますので、行き届かない点もあるかと存じますが、引き続き委員長を務めさせていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

## 議 案

第108号議案 平成23年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

【委員長】 第108号議案、平成23年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について、説明を、都立学校教育部長、よろしくをお願いいたします。

【都立学校教育部長】 平成23年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等についてでございます。

平成23年度の都立高校全体の受入生徒数につきましては、9月の定例会で都立高校、私立高校の受入分担についての公私連絡協議会の合意内容について御報告をした

ところです。本日の議案は、その結果を基に、都立高校各校の募集人員を定める内容でございます。

「 高等学校」の「全日制課程」ですが、募集学校数、学級数及び募集人員はこの資料のとおりでございます。募集人員が40,350人で、前年に比べ1,890人減となっております。この40,350人という数字ですが、先ほどお話ししました公私合意により都立受入れとされた生徒数に、私立や国立の中学校、あるいは他県から入ってくる生徒数を加え、他方、都立の中高一貫教育校の後期課程に進学する生徒数を差し引くなどして算出した人数でございます。これが1,890人、学級数で47学級減ということですが、都内公立中学校卒業生数は増加傾向に転じているのですが、来年度に限っていいますと減少することを受けてのことでございます。

この47学級減の内訳が「(2) 募集学級の増減」でございます。新設が1校、都立王子総合高校。募集停止が1校、都立北多摩高校。学級増が1校、都立大田桜台高校で、ここは新校舎が完成することを受けて学級数を増やすものでございます。

次の資料2ページから3ページの中段までが学級減を行う学校でございます。

資料2ページの一番下に「武蔵」とございますが、これは併設型の中高一貫教育校で、ここは平成20年度に開校いたしまして、初めて後期課程への進学者が出ます。その関係で、高校から募集する枠を3学級減らすという内容です。それ以外で48校ございますが、いずれも1学級の減をしています。この48校で1学級減をするというのが都立高校全体の受入数の減に伴って調整するためでございます。

この48校の選定は、この間、都内公立中学校卒業生の増加傾向の中で、学級増をしてきた学校の中から、一時的ということですので、一旦学級減をすることにしたものでございます。

資料3ページの中段以降、通学場所の変更があるのが都立大田桜台高校で、こちらは港区南青山から大田区中馬込に変更いたします。都立総合芸術高校は、現在、新宿区矢来町と目黒区大橋とに分かれておりますが、これが旧都立小石川工業高校の敷地であり、新宿区富久町に集約されて移転するという内容でございます。

「(4) 推薦対象人員」ですが、合計で10,592人となります。昨年に比べ485人の減少となっております。

次に、資料4ページでございますが、「(5)分割募集」を行う学校で、こちらは都立八潮高校を1校増やしまして21校になります。

「(6)在京外国人生徒対象の募集人員」は、前々回の教育委員会で御説明いたしましたが、従来の都立国際高校に加えまして、都立飛鳥高校で新たに在京外国人生徒枠をつくるということで、4月に15人、9月に3人という枠を設定してございます。

次に、資料5ページが「定時制課程」でございます。「(1)学年制」で、募集人員が2,220人と今年度から300人の減としてございます。これは、今年度、定時制課程の追加募集300人を急遽<sup>きよ</sup>行ったわけですが、その分、来年度は全日制に措置しておりますので、定時制課程につきましては、追加募集前の数字に戻したということでございます。それ以降の定時制課程の単位制、通信制課程、専攻科、都立の中学校及び中等教育学校につきましては、昨年度との変更はございません。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【高坂委員】 今年だけということは、来年度が減って、再来年になるとまた増えてくると理解していいのですか。その場合は、ここで減らす48学級の中から、あるいは48学級全部が元へ戻るのですか。

もう一つは、今年行った定時制課程の追加募集300人を全日制課程に組み込んだというお話ですが、そうすると、全日制課程の減った数字の中に、この300人分も既に取り込んでいるということなのですか。

それから、試験後、私学で余り採らなくて、公立でその受け皿になるという可能性はないのですか。

また、都立八潮高校だけが増えるのは何か特別な理由があるのですか。

以上です。

【都立学校教育部長】 まず、今後の都内公立中学校卒業生の動向でございますが、平成20年以前は長期的に減少していたのですが、平成20年以降は増加傾向に転じております。それは今後10年近く続くと見ております。ただ、来年度については一時的ですが減少します。その理由についてははっきりわからないところがございませ

て、幾つかの説があります。15年前に生まれた子供たちで、その親の世代が、昭和41年の<sup>ひのえうま</sup>丙午の年に生まれた方が30歳の年に当たります。それが理由ではないかという説もありますし、それから、15年前に皇太子の御成婚がございまして、一時的な結婚・出産ブームがあった反動ではないかという説もあります。いずれにしても、今回、一時的な理由と考えておりまして、次の年度以降はしばらく増加が続きます。委員のおっしゃったとおり、今回、一時的に学級減する学校について、また元に戻していくという形になるかと考えております。

そこから更に、もっとほかの学校でも学級増をしていく必要があるのではないかと考えています。

【委員長】 東京都の若年者の人口増はいつまで続くのでしょうか。2025年でしたか、まだかなり続くのですよね。

【都立学校教育部長】 もう現に生まれておりまして、10年近く続きます。全国的な傾向ですが、このところ合計特殊出生率が上がっています。それがどこまで続くのかがまだ見えない状況だろうと思います。

【高坂委員】 今度48学級減らすということは、先生を減らすことにはならないのでしょうか。ずっと置いておかないと、来年になったら、また足りないということにはならないのでしょうか。1学級は40人が35人になったとしても、計算で教員の数を決めていくということはしないほうがいいと思います。

【都立学校教育部長】 教員定数は基本的には学級数にリンクして決まってくるのですが、今回、学級減することによって教員定数が減るのかというお話です。去年学級増した典型的なケースを例にとりますと、従来1学年6学級だった学校がございまして、1年生が6学級、2年生が6学級、3年生が6学級で18学級です。去年学級増したということは、1年生だけ7学級にしたということです。そうすると、去年は7・6・6です。来年、学級減するということは、去年7学級で募集していたのを来年は6学級で募集するということで、来年は6・7・6です。そうすると、結局、昨年度と学校全体の学級数は変わらないということで、そういう学校については教員定数は変わらないことになります。

【委員長】 今の高坂委員のお話ですが、これについては、現在、文部科学省で来



年度の概算要求に向けて大攻防を行っています。35人学級にすることによって5万人増となりますが、自然減が3万幾らあるので、それも全部勘定しろと財務省は言っています。文部科学省はその要求を一生懸命はね返してはまして、その分を全部減らすわけではないと言っています。

【都立学校教育部長】 いずれにしても、長期的には学級数を増やしていかないといけませんので、定数は増やしていかざるを得ないと考えています。

それから、先ほどの定時制課程から全日制課程にということですが、前々回、公私合意の内容を御説明いたしましたけれども、そのときに私学協会との中期合意の考え方や今年の定時制課程の追加募集を踏まえて全日制課程を160人増やしました。その数字はもうこちらの40,350人の中に入っておりますので、取り込んでいるということでございます。

都立八潮高校については、入学者選抜の倍率がこのところ余り芳しくないということから、今、学校の中で改革を進めております。従来、分割募集をしないときには、一次募集でその学校が期待する生徒が全部満たせない状況だと二次募集をします。二次募集をしますと、一次募集で入った生徒と二次募集で入った生徒との落差が非常に大きくなってまいります。都立八潮高校につきましては、むしろ最初から一次募集の枠を狭めて、分割後期の枠を取っておいたほうが、結果的には全体として期待する生徒を得られるだろうということです。進学校という言い方はよくないかもしれませんが、そこで不合格になった生徒を、むしろ積極的に都立八潮高校の分割後期募集で受け入れていこうという考え方でございます。

【高坂委員】 従来そういうケースはあったのですか。

【都立学校教育部長】 このような中堅校で分割募集を行うというのは、そのようなタイプのものです。

【高坂委員】 そういうのは数としても結構あるわけですか。

【都立学校教育部長】 過去にもございます。

【瀬古委員】 資料3ページの「(3)進学場所の変更について」で、「現在の場所」とありますが、引っ越した後、跡地はどうなるのですが。旧都立赤坂高校の敷地はどうなるのでしょうか。

【高等学校教育課長】 高校改革で跡地として活用されない土地については、今後、庁内で検討委員会の中で検討して活用の道を探ることになります。それでも使用しない場合には東京都財務局に引き渡す形になります。

【特別支援教育推進担当部長】 基本的には、今、高等学校教育課長のお話のとおりですが、具体的に旧都立赤坂高校の跡地については特別支援学校としての利用を考えています。

【委員長】 それでは、この件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます、先へ進みます。

## 報 告

### ( 1 ) 小学校教員養成課程のカリキュラムについて

【委員長】 報告事項( 1 ) 小学校教員養成課程のカリキュラムについて、説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料( 1 ) 小学校教員養成課程のカリキュラムについてでございますが、昨年度から、当教育委員会で検討してきたことについて、若干最初に御説明させていただきたいと思っております。

まず、2枚目の参考資料を御覧ください。

「大学の教員養成課程に関する検討について」で、昨年度、この教育委員会で様々な御議論をいただいていたところでございます。採用規模が拡大して、採用直後から学級担任となる小学校新規採用教員の育成が非常に喫緊の課題となっております。質の高い教員の確保、計画的な育成が急務となっております。背景の下に書いてあるように、「教員の養成、採用、採用後の育成を一体のものとして捉えて都教育委員会が実施すべき施策を検討」してきたところでございます。

その中で、「大学の養成課程の現状と課題」でございますが、採用2年目の教員及び所属校管理職に対してヒアリングを行った結果、以下の から までに示す課題が明らかになりました。実践的な指導力の育成、学んだことの現場への活用、コミュニ

ケーション能力の向上、組織の一員として仕事ができる力の育成、こういったことが課題として指摘されておりまして、大学の養成課程の中できちんと身に付けておくべき力ということが明らかになりました。

矢印の右側でございますが、「これまでの東京都の取組」として、そこに5つ示しておりますが、こういった取組を行ってきました。

しかしながら、大学の教員養成課程について、更にその改善を求めていく必要があるということで、左側の下のボックスを御覧ください。より実効性の高い取組として、大学の教員養成課程そのものについて、具体的な改善を求めるという趣旨から、平成22年2月22日に大学の教員養成課程等検討委員会の設置を行ったところでございます。

この検討委員会の構成でございますが、枠の下に書いてありますが、区市町村教育委員会教育長、都内公立小学校長、民間企業代表等をメンバーといたしまして組織したものでございます。

「課題に対する具体的な取組」ということで、矢印を右に見てください。検討委員会を平成22年2月22日に設定いたしまして、大学の養成課程における問題点等について見解を伺うとともに、大学訪問の実施を行ったかどうかという御示唆をいただきました。

第2回検討委員会では、具体的に主要な大学の教員養成の教科目等についてのシラバスの分析結果を報告するとともに、学生向けのハンドブックの作成について考えていこうということになりました。

あわせて、この第2回検討委員会では、具体的な大学訪問の実施の提案をさせていただき、第3回検討委員会に入る前の平成22年6月12日から7月14日までの間で、先ほど申し上げました教育長、校長をはじめ様々な構成メンバーの方に30の大学を訪問していただきまして、1コマ90分の授業を見るとともに、学生、大学関係者から聞き取り調査を行いました。その結果、カリキュラムに反映させるべき視点が明らかになり、それらを下に4点示しております。

これらに基づき、第3回の検討委員会を行ったところでございます。ここでは具体的な「小学校教諭養成課程カリキュラム」について検討を行いました。

あわせて、中教審で現在いろいろ審議されておりますが、教員養成課程について、特に教員の資質能力向上特別部会において大規模なアンケート調査を実施しております。それが9月14日、文部科学省から公表されておりますが、教員に求められる資質・能力について、初任者に不足している力を洗い出しております。子供の理解力、児童・生徒指導力、集団指導力、学級づくりの力、学習指導、授業づくりの力等々でございまして、この不足している力について、校長先生が、これが不足していると考えていても、大学の方は、そんなに不足していないというような乖離<sup>かいり</sup>が出ているものがございます。例えば学習指導、授業づくりの力が不足していると校長が答えているのが約6割、大学は3割が不足しているのではないかというような結果が出ております。あるいは学部段階の教職課程の課題として、内容、カリキュラムが学校現場に即していないと教員、校長、教育委員会、学生は考えているのが約6割でございますが、大学は3割程度しかその認識がないとか、あるいは教員、校長、教育委員会が約6割の方々が大学教員の学校現場の経験が不十分だと指摘しておりますが、大学はこの件を4割程度しか受けとめていない。また、教育実習につきまして、大学の多くは実習校や教育委員会との連携が不十分であると指摘しているのに対し、教育委員会は、実習生の指導、評価方法に明確な基準がないことなどを指摘しており、この中教審の大規模アンケートの結果からも大学と学校現場の認識が大きくくい違っていることがわかります。

続きまして、資料1枚目にお戻りください。

特に今申し上げたように、これまでの検討の段階で皆様から様々な御意見をいただくとともに大学のシラバスの分析や大学訪問を通して、「大学訪問等からとらえた教員養成の課題」として左上のボックスに3点示してございます。

1つ目に、大学は建学の精神等についてはきちんと明示しているものの、4年間を通した教員養成課程に小学校の教員になるための必要な資質・能力が明示されていない。2つ目に、教育実習が、実習校任せになっており、大学での学びを実習に生かし切らず、実践的指導力を養成する効果的な実習が連携して実施されていない。3つ目に、教育職員免許法に示されている各教科の授業内容が、担当する教員任せとなっており、大学の教員間の連携が図られていないといった課題が浮き彫りとなったわけで

ございます。

こうしたことを背景に、この3つの課題を解決すべく、今般、都教育委員会といたしまして、小学校教員養成課程のカリキュラムについて作成したものでございます。こういった取組を行うケースは全国でもまれで、都教育委員会が今般初めてカリキュラムを示す形になったわけでございます。

3つの課題を受けまして「カリキュラムの特色」を3点掲げております。ここでは、「東京都が求める小学校教諭として最小限必要な資質・能力を明確にし、到達目標を提示」したということでございます。学生が4年間の学部段階で身に付けてほしい資質・能力と到達目標を「教師の在り方」「各教科等における実践的な指導力」「学級経営」の3つの領域で17項目に整理したものでございます。

2つ目の改善の大きな柱のカリキュラムの特色でございますが、「教育実習の改善」でございます。これまでは大学が小学校に任せきりであった教育実習を改善するために、教育実習の指導の内容を先ほど申し上げた3領域17項目に関連づけた実習評価票(学生用・大学用)を示し、初めての取組でございますが、大学が主体的に実習校と連携した教員養成を行う仕組みを作ったものでございます。

3つ目のカリキュラムの特色でございますが、国の規定できちんを行うことになった、今年、大学に入った学生が4年次に履修する教職実践演習の具体的内容の到達目標を示しまして、領域別に示された資質・能力と各教職科目との関連を明確にしたカリキュラムマップを提示いたしました。このカリキュラムマップにつきましては、後ほどまた御説明申し上げたいと思います。

それでは、具体的に御説明いたします。冊子の「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」を御覧ください。

カリキュラム1ページから3ページまでにつきましては「カリキュラム策定の背景」「基本的な考え方」「カリキュラムの特色」「構成」について示したものでございます。

先ほど若干御説明いたしました、特にカリキュラムの特色について補足的に申し上げるならば、なぜ3領域17項目にしたのかということでございますが、カリキュラム3ページの上段を御覧ください。特に小学校教諭として必要な事項は、第1に教師

としての使命感、教養等の教師の在り方に関する事、ついで学習指導要領を理解して教科指導ができる、いわゆる各教科における実践的な指導力に関する事、さらには、小学校教諭は新採の4月からすぐに学級担任となることから、学級経営に関する事が最低限習得すべき必要な事項と考え、3領域にいたしました。領域ごとに「到達目標」と「内容」を示しまして、育成すべき資質・能力を明確化するとともに、「内容」については「意欲・態度」「知識」「実践的な指導力」という観点でまとめたものでございます。

続きまして、具体的なカリキュラムの構成について御説明いたします。カリキュラム4ページを御覧ください。

「東京都教育委員会が求める教師として最小限必要な資質・能力」で、「領域『教師の在り方に関する領域』」が6ページまで、(1)から(6)までの5項目について示してございます。4年間で到達すべき到達目標と到達目標を達成するために3つの指導すべき内容を具体的に提示しているものでございます。

カリキュラム6ページをお開きください。「(5)学校組織及びサービスの厳正」につきまして、「教師は学校組織の一員であることを理解するとともに、教師のサービスの在り方について法令や事例等に基づいて基本的に理解し、法令を遵守する態度を身に付けている。」と示されており、これが到達目標で、これを達成するために、以下からまでの指導を行って、それに近づけていただきたいということで示しているものでございます。

続きまして、「領域『各教科等における実践的な指導力に関する領域』」でございりますが、10ページまで、これは(1)から(8)までの8項目についてそれぞれ到達目標とその内容を具体的に明記しているものでございます。

例えばカリキュラム8ページの「(4)指導方法・指導技術」でございりますが、到達目標としては、「各教科等の特性に応じた指導方法・指導技術等について身に付け、模擬授業や教育実習等で実践することができる。」その「到達目標」を達成するための具体的な指導、到達点でございりますが、からまで示しているものでございます。

続きまして、領域でございりますが、カリキュラム11ページを御覧ください。

「領域 『学級経営に関する領域』」で、この学級経営に関する領域は、(1)から(4)までの項目で、以下12ページまで記載しております。それぞれ到達目標を明示するとともに、その到達目標を具現化するための内容について示しているものでございます。

特にこの学級経営に関する領域の例として、12ページの「(4)保護者・地域との連携」を挙げております。「学校と保護者・地域住民との関係について理解を深め、意見や要望等を適切に受け止め対応することの重要性を理解している。」という到達目標を定めまして、内容について から までを行っていただき、この到達目標に近づけていただきたいということを示しているものでございます。

なお、今般のカリキュラムで、もう一つの大きな柱であると先ほど御説明申し上げました、教育実習の改善を行うということでございますが、カリキュラム13ページ以降の「 教育実習」で、教育実習を通して身に付けるべき資質・能力を事前指導と実習中に分け、それぞれ先ほど御説明申し上げた領域ごとにまとめて示したものでございます。「 1 教育実習事前指導の内容」ということで、13ページから15ページまで、「 2 教育実習中の指導内容」ということで、16ページから19ページまで示してございます。

カリキュラム20ページを御覧ください。20ページは教育実習成績評価票をお示ししてございます。

なぜこういった成績評価票を作ったかということでございますが、大学によって実習生を学校現場で実習させた後に、受入校の校長から評価してもらう諸票があるわけでございますが、大学によってその濃淡がばらばらでございます。そこで、都教育委員会として教育実習についてはきちんと、この教育実習成績評価票に基づき、東京都内の小学校で教育実習を行う際には、終了後に校長が責任を持ってこれで評価をしていくというもので示したものでございます。学生が教育実習を終えた段階で身に付けている内容を確認するとともに、今後の課題を明確に持てるように実習校が作成し、大学に提供するものでございます。評定は5段階。先ほど申し上げました領域 から 領域 まで、特に実習に係わって必要と思われる項目をそれぞれ挙げており、9項目について教育実習では評価していくという形になります。

カリキュラム21ページの「教育実習評価票」につきましては、先ほど申し上げましたように大学と実習校との連携が必ずしもうまくいっていないことを鑑み、実習受入校が大学に対して評価をするものでございます。特に実習校と連携を密にしていたかどうかの評価を行うことを目的に、こういった諸評を作ったものでございます。実習を受け入れた小学校から大学に示すものとして、教育実習の事前打合せがどうだったか、教育実習中の指導がどうであったかについて記載して大学に返すものでございます。

続きまして、カリキュラム22ページ以降でございますが、これが先ほど申し上げた「教職実践演習チェックシート」でございます。今年度入学する4年生が教職実践演習を行うわけでございますが、そのときのメルクマールとなる到達目標を自己評価していくというのが22ページ及び23ページに、大学が教職実践演習はどうであったかを評価するものとして、24ページ及び25ページに示しております。

カリキュラム26ページをお開きください。先ほど申し上げました最小限度必要な資質・能力の到達目標を明示したわけでございますが、大学においてカリキュラムを編成する際のモデルという形で、26ページから35ページまでに示しております。教育職員免許法に基づいた各科目の中で都教育委員会が定めた3つの領域を具体的にどう位置付けたらいいのかの例として示しております。また、この編成モデルでは、特に都教育委員会が学生に求める資質・能力の指導内容ということで、各科目の下に、「特に東京都教育委員会が求める指導内容」を付加しております。

続きまして、カリキュラム36ページをお開きください。

これが冒頭申し上げましたカリキュラムマップでございまして、具体的にこの教科・科目が、実際現場でどういう形で位置付けられるのかという関係を明らかにしたものでございます。特に教職課程について言えば、表側には教育職員免許法の科目が上から順番に単位数とともに並んでいます。こういう科目が私どもが今回新たに示したカリキュラムの位置付けとしてどうなのかを領域 から領域 までで示してございまして、特に二重丸については重点的に取扱っていただきたいという形でお示しております。

カリキュラムマップは小学校教員として必要な資質・能力の内容を教育職員免許法



上で定めて教職科目との関連で整理した表でございまして、これまで多くの大学における授業が、担当する教授が個々の専門性に従いまして授業を行っております。

また、教えている内容が古く、文献研究に偏っていたり、現在の小学校の実態、課題に即していないもの、あるいは同じような内容を別の科目で重複して行っている課題があるわけでございますので、このカリキュラムマップを使っていただき、教師として必要な資質、能力を身に付けさせるために、どの教職科目で学ばせるか、そのために何を知識として身に付けさせるかを具体的に示したものでございます。したがって、大学の教員が教えるべき内容を具体的に理解した上、シラバスに位置付けることにより、よりよい教員養成を大学が組織的に行えることを期待して作成したものでございます。

こういったカリキュラムマップにつきましても、任命権者である教育委員会が示すのは全国初めてでございます。

続きまして、もう1冊「小学校教諭教職課程カリキュラムについて（解説編）」が併せて示してございます。これにつきましては、なぜ都教育委員会が小学校の教職課程について、こういったカリキュラムを作ったか、その理念的な背景、フィロソフィーについて、具体的に大学関係者に読んでいただくために解説編として用意したものでございます。

もう一度A3資料の2枚目、参考資料を御覧ください。

参考資料でお示した一番下、今後の取組でございますが、そこに横長で書いてありますが、「大学へのカリキュラム説明会の開催」を行っていきたいと考えております。これにつきましては、全国の小学校教員養成課程を設置している大学は215大学でございますが、少なくともこの215大学には、こういったカリキュラムについて送付したいと考えております。あわせて特に東京近県、関東近県で63の小学校の教員養成課程を持っている大学がございまして、この63大学を中心に説明会を10月27日に実施し、趣旨の理解を図っていきたくと考えてございます。

また、そこに示してございますように、今年度末には本カリキュラムに示した最小限身に付けるべき資質・能力を踏まえた形で「学生向けハンドブック」を作成・配布し、23年度の入学生に対するオリエンテーションで活用を図っていただきたいと思います。

ております。

あわせて、本カリキュラムの内容を受けまして今後の採用選考の見直しを行っていき、大学が主体的に本カリキュラムに取り組む仕組みをつくっていく予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何か御質問、御意見ございますか。

これだけの内容のものを提示するというのは非常に画期的なことだと思います。

【高坂委員】 非常に御苦労だったと思いますが、今後説明会も行って、実際にこれを活用していくのは来年度からですか。

【指導部長】 そうです。

【高坂委員】 すぐに成果が出るとは期待しないほうがいいんでしょうが、レビューをどういうふうに行っていて、その期間の会話が非常に有効だと思います。そこでまた直さなければいけないところは直していく。これはあくまで最初のステップですから、これだけのことを行われて、大学側も大分脅威に感じているだろうから、その辺を着実に進めていただければと思います。

【指導部長】 今、高坂委員からお話ございましたが、これについて、大学は来年度の教職課程の見直しを図っているところでございます。時期的にはちょうどいい時期にこれを提示することができます。本来ならば23年度入学生が卒業するときまでにこういったカリキュラムを作っていたきたいということで作成したものでございます。したがって、もう少し長いスパンで見なければいけない部分もございますが、教育実習についてはすぐにでも改善できると考えてございます。

【高坂委員】 経済同友会の教育問題委員会に文部科学省の鈴木寛副大臣を呼んで話をしたときに、鈴木副大臣はこっちの方を期待しており、極論を言うと、一般の教育学部は理屈ばかりやっていて、学校の先生を育てるには不向きだとまでは言わなかったけれども、そういう雰囲気では話をしました。ですから、極端な言い方をすれば、今の教育学部の在り方にも影響を及ぼしてもらえばいいのだろうと思います。

【指導部長】 今の点を踏まえ、きちんとレビューを行い、改善すべき点は改善し

ていくとともに、全国の教育委員会にも、こういったものができ上がったということでお示ししていきたいと考えております。

【委員長】 三十の大学を訪問したのですか。

【指導部長】 はい。

【委員長】 これもなかなか画期的なことだと思いますね。大学側も相当緊張したのではないですかね。

【指導部長】 検討委員会のメンバーのほか、事務局の指導主事等もかなり突っ込んで質疑応答させていただいたということでございます。

【高坂委員】 前も言っていましたが、我々も一度大学を訪問したいです。

【竹花委員】 大学にこれを示すわけですが、予想される大学の反応はどうですか。

【指導部長】 基本的には先ほど申し上げましたように中教審の大規模調査の結果から見てわかるように、大学側も教育実習については課題として考えており、昨今の小学生の実態をきちんと理解した上での指導になっていないのではないかという意見が約3、4割で、教育委員会や学校では7割近くの方々が、そうではないとおっしゃっているわけですが、課題は大学側も感じているということでございます。

【竹花委員】 大学のカリキュラムの編成は大学の教授会で決められることになりますので、7割の方々が不便を感じなければカリキュラムは変わらないという可能性がかなりあるのだろうと思います。もし専門的な研究に近いような授業をなくしていくことになると、その先生の仕事を奪うことになりますので、それなりの抵抗もあるのだろうと思います。いずれ時間が少しかかるのかもしれないという思いもあるのですが、そうした大学側が私どもの要請に従って現在のカリキュラムの編成をどういうふうに見直してくれたのかをきちんと検証してほしいと思います。

それとともに、これから説明に行かれた大学側の反応についても、一度、都教育委員会に報告をしてほしいと思います。

それから、今、お話がありました、このカリキュラムの課程に基づいて教員の採用選考について見直しを行っていくということでもあります。これがすごく大事なことで、そこが明確に大学側に伝えられる必要があります。そうすると、それは来年度以

降になるのか、それとも、その次の年度以降になるのかということもある程度言っておかなければならないと思います。既にもう4年生になっている人に、ちょっと違いますよと言われても困ります。しかし、そんなに大きく採用選考試験が変わるわけではないでしょうが、そういう経過措置が必要なのかもよく検討してほしいと思います。

あわせて、このカリキュラムで教えてもらうことを東京都教育委員会が大学側に要請をしたという事実をオープンにして、受ける学生の側に十分な準備をしてほしいと思います。東京都教育委員会はこんな先生を欲しがっており、こんなことを大学にいる間に勉強してほしいと言っていることを学生の側に伝える努力をしてほしい。ですから、先生の側だけ検討するわけではなくて、学生も含めて関心を持ってもらえるような情報公開の在り方を検討してほしいと思います。

これは一つ質問ですが、教育実習成績評価票に基づいて教育実習を行った小学校の校長先生がお書きになったものが大学にもたらされるわけです。それはこういう形で明らかな基準があったほうがいいと思うのですが、この教育実習成績評価票を受けた大学は、この評価票をどうするのですか。

【指導部長】 少なくとも教育職員免許法上に位置付けられた必修の教育実習でございますので、各学校から提示されたこの教育実習成績評価票に基づいて大学が評価をする。それで単位認定か、認定でないかを決めていきます。

【竹花委員】 そうすると、この点では単位を認定しないということは過去にあったのですか。

【指導部長】 過去においてどうしても学校の校長先生が、この実習生の実習の評価は及第点に達していないということで大学に返して、大学のほうは、何とかしてほしいという要請があったと聞いております。ただ、その教育委員会は、教育実習においてはこの評価は正しいと聞いております。

【竹花委員】 その大学は、それで教育実習の単位を認定したのですか。

【指導部長】 そこまでは追跡しておりません。

【竹花委員】 せっかく都教育委員会でいろいろ評価をして、例えばこれは5段階評価ですから、2は資質・能力が不足しているということですから、1回の教育実習

でそういう評価をして、どんな授業でも補習があります。それで直せるような機会を作ってあげないと、教師の道を閉ざされるわけですね。もちろんなってもらいたくないという人もいるかもしれないが、何か補習的な方法を準備した上で、大学側に、2以下の人は単位をあげないでくださいということは言わないと、一生懸命実習に来て評価をしたが、何だそれは、ということになりかねない。そこを大学側と議論をしていただかないと、ここはなかなか難しい。

というのは、採用選考の段階では実習もオーケーしたということを利用して採用選考を受けてくる人がほとんどです。我々は面接ぐらいでしかわからないわけですから、そこは大学側と協力する方法を考えてほしいと思います。

すごく大事な取組を始めたわけですが、小学校についてはこうなのですが、中学校、あるいは高校についてはどうなのですか。

【指導部長】 中学校、高校につきましては、基本的に教科担任制をとるということとございまして、採用試験も教科で受けてきますので、小学校の教員養成課程とは幾分趣を異にしておりますので、当面、中学校、高校のこういったものについては考えてございません。それは、学校に採用されて以降、OJTで若手教員育成研修等できちんと磨いていけるものだと考えておりますが、また、その辺についても今後検討していかなければいけないと思っております。

【竹花委員】 私は違った考え方を持っていて、中学校も高校も個々にカリキュラムが必要だとされている事項について、大学在学中に勉強してほしいことはたくさんあります。中学校、高校は今までどおりでいいというメッセージは流すべきではないと思います。

それとともに、やはり中学校についても、高校についても同じような検討がなされて、これをベースにしながら、総合的なカリキュラムの形で示すのか、総合的なカリキュラムの形で示すのは教科によって中身は違うでしょうから、教科に係わる部分は別にして、それに至る前の総合的なもの、基礎的なものについては同じことが言えるだろうと思っておりますので、そうしたものも是非ともお願いしたい。

それから、はっきりしていることは、学級経営能力は教科の場合においてもあり得るわけで、教育実習についての評価の在り方についても、中学校や高校についても全

く同じ問題があるはずでありますから、そうしたことについてももしっかり議論を行っていただきたいと思います。

【指導部長】 失礼いたしました。もう少しきちんとお話を申し上げるべきところでしたが、今回示した小学校教諭教職課程カリキュラムについては、各校種共通なフィロソフィーはございます。今、竹花委員の御指摘のとおりでございます。こういったものについては、当然のことながら中学校、高校の教員採用においてもきちんと踏まえていかなければいけないと認識してございます。

先ほど申し上げたのは各教科・領域別で中・高になりますので、統一的なカリキュラムが作りにくいということです。

【竹花委員】 それは指導部長の言うとおりで、私はそれを求めているわけではなくて、例えば小学校という形で大学にいろいろ話をしていくわけですが、大学の側からは、中学校は見直さなくていいのですねという話になるわけです。それは違います。この部分とこの部分とこの部分は、ここには書いてありませんが、中学校についても見直してください。教育実習は同じですので、こちらは同じようにやりますということを書いてもらわないと、中学校の方は少しも変わらないということになりますので、そこはしっかりと検討した上で、報告資料はつくられた委員会の資料でしょうけれども、それを生かして東京都としては中学校、高校についても共通部分については同じように大学に言っていかないと、大学側は戸惑うと思います。そこをよく検討して、そのことも併せて大学側に説明していただいて、また経過を教育委員会に報告していただきたいと思います。

【指導部長】 失礼いたしました。そういう趣旨でございますので、竹花委員のおっしゃるとおりでございます。中学校も高校も共通の部分がありますということできちんと伝えていきたいと思えます。

何点か、今、竹花委員からお話しいただきましたので、それを踏まえてきちんと対応してまいりたいと思えます。

【委員長】 先ほど竹花委員が御指摘になった大学における研究との関係で、大学でカリキュラムを変える要求を出せるかという問題については、日本は特殊な状況にあります。例えば9ページを御覧いただきますと、「(6)授業力向上と授業改善」

という項目がありますが、外国では教育学上大変大きな研究テーマです。ところが、日本ではこういうことについて研究を行っている人はさほど多くありません。そういう意味から、大学評価・学位授与機構の専門家に検討委員会に入って頂いて頂いて、評価の立場からこういう項目を盛り込んで頂いています。外国ではこのようなことは当たり前に行われていることです。小学校に限りませんが、先生方の研究の主なテーマはこういった所にあります。日本はこの点の取組が極めて貧弱です。そういうこともあって、私は今回の試みはかなり大きなインパクトを与え得ると思っています。

【竹花委員】 是非とも大学にお願いをするという話ではありませんので、決して姑息にならずに、きちんと説明をして、もちろん向こうのきちんとした反論もよく聞いて、しっかり議論をして説得をしてもらいたい。こちらは採用する側ですから、向こうも我々を決して無視はできないはず。でも、僕の知る限り、教育学部の教授たちの中には、採用する側との折衝をほとんど持たないままの人たちも多いと思います。

【委員長】 うまくやれば非常に画期的なものになると思います。

【竹花委員】 余り予断を持って、邪念を持つことは一つもない。大学の教育学部を変えてやるぞと思うことは一つもないけれども、都教育委員会としてこういうことが必要だときちんと説明してくだされば、彼らもそれなりのことは考えてくれるだろうと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員長】 余談になりますが、連合会の理事会が先で行われました。理事の数は7、8人ですが、弁護士もいらっしゃるし、教育界に全然関係ない人もいらっしゃいます。そこでも、やはり大学の教職課程のやり方を変えなければだめだと、今我々が議論しているようなことと同じ意見が多数出されました。どうしてそういう話題になったかということ、例の教職大学院が定員割れしているの、一体何のために作ったのだという議論が出て、そこから、今のような話が始まったのです。そういうことで外側の動きは相当厳しくなっていて、教育学部、教員養成大学の先生方は、今までみたいにおっとり構えていられない状態になってきたことは確かです。

【竹花委員】 これは大事なことだと思うのですが、大学は文部科学省の言うこと

は結構聞きますよね。それは、文部科学省がお金を出しているからですね。東京都は教育学部運営について何らかの助成はしているのですか。

【指導部長】 助成はしていないと思います。

【竹花委員】 文部科学省と都教育委員会は立場が違うわけですか。

【委員長】 東京都の動きを文部科学省は非常に注意して見えています。

【竹花委員】 文部科学省にきちんとこれを説明してもらって、文部科学省の方からも指導してもらいたいわけです。今の大学の教育学部がこういう状況にあることについては、文部科学省も反省すべきだと思う。彼らは教員を作り出すための、それなりの責任を負っているわけですから、これは公的な席ですので、いい加減なことは申し上げられませんが、文部科学省が第一義的な責任を負っているわけですから、我々雇用する側が困っているような教育をさせていることについて、文部科学省としても是正をする責任があると思います。そういう意味で、それを促してもらいたいと思います。その点もよろしくお願いします。

【指導部長】 了解いたしました。

【委員長】 文部科学省もその辺のことはよく理解してしまして、教員養成のコースを2つの大学に集約して、上越教育大学と鳴門教育大学を創設しました。しかし、最初の目標と違って、ほかの大学はそのまま生き残ってしまいました。この試みは大失敗だったということが言えます。外側の抵抗力が非常に強かったということですね。そういった点は文部科学省でも理解していますから、東京都が率先して文部科学省と協力してやることは可能だと思います。

それでは、この件については報告として伺ったということにさせていただきます。

## (2) 児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議の提言について

【委員長】 報告事項(2)児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議の提言について、説明を、同じく指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)に基づきまして、児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議の提言について御説明申し上げます。



平成22年度に入りまして、児童・生徒が自らの生命を断つという極めて痛ましい事故が相次いで発生していることから、自殺予防に關しまして緊急に關係機關の協力を得て本會議を立ち上げ、今般、その提言がまとまりましたので、御報告させていただきます。

「児童・生徒の生命にかかわる重大な事件・事故の発生」でございますが、平成21年度は都内の公立学校で2件の自殺に關する報道がされております。今年度、平成22年度に入りまして、既に5件の自殺に關する報道がされています。2件から5件でございますが、報道されている数だけでも倍以上の数になっている状況がございましたので、先ほど申し上げましたように緊急対策會議を立ち上げました。

「都教育委員會のこれまでの対応」については、教員の指導資料といたしまして「自殺の予防に關するリーフレット」を平成20年3月に配布したところでございます。これは当時の教育委員會でも配布させていただきましたが、「子供の命を守ろう、子供の自殺予防に向けて、青少年の自殺が深刻な状況です。」ということで、教員の啓発リーフレットという形で示したところでございます。また、これに係わる様々な冊子も配布したところでございます。

あわせて、こういった事件・事故が起こるたびに、生命尊重を基盤とした生活指導の徹底を図るための通知を發出しております。

「人材の派遣」ということで示しておりますが、特に当該校においては事故後に、当該児童・生徒を取り巻く児童・生徒、教員等にかなり心の動揺が起こりますので、スクールカウンセラー、アドバイザースタッフ等の派遣による相談活動、緊急支援を実施してまいったところでございます。

こういった取組を進めてまいりましたが、先ほど申し上げましたように、事故発事件数の急増という現状を鑑<sup>かんが</sup>みまして、緊急に會議を招集したところでございます。

本年6月29日にこの緊急対策會議を設置いたしました。委員構成はそこに示してございますように学識経験者が2名、特に三楽病院の精神科医の方も入っていただくとともに、心理の専門家として3名、各校種の代表で、それぞれの校長先生、養護教諭の方に入ってまいりまして協議を行ってきたところでございます。

6月29日に開催し、以下3回の協議を経てきたわけでございますが、特に協議のま

とめとして「自殺予防のための課題」を3点示してございます。今までは、どちらかというところ、事故発生後の対応が多かったわけですが、「自殺の未然防止に重点をおいた取組を明らかにする。」そして、「学校、教育委員会、関係機関、家庭・地域のそれぞれが取り組むことを明確にする。」さらに、「児童・生徒のサインを早期に発見するための手がかりとなる具体的な手立てを示す。」ということで、以下、「解決のための『12の提言』」で、学校への提言で3つ、教育委員会への提言で3つ、関係機関への提言で3つ、家庭・地域への提言で3つ、合計12の提言をまとめたものでございます。

具体的な説明は小冊子でさせていただきます。A3ペーパーの下についています「児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議まとめ - 12の提言 - 」を御覧ください。

1ページ、これは「本会議設置の趣旨」「協議の経緯」「自殺予防のための課題」等を記載したものでございます。

2ページ以降から具体的な提言内容となっております。特に「学校への提言」ということで、「学校は、家庭とともに児童・生徒の自殺の兆候に気付く上で重要な立場にある。」ことから、3つの提言をまとめてございます。「提言1 自他を大切に作る心構えをはぐくむ教育活動を推進する。」「提言2 早期発見・早期対応・適切な事後対応を可能とする組織体制を確立する。」「提言3 アンケートなどを活用し、具体的・継続的に児童・生徒理解を深める。」となっております。

特にここでは気がかりな児童・生徒について、きちんと把握をしていかなければいけないということで、アンケートを、今般初めてつくりました。児童・生徒が教員に思いを打ち明けるきっかけとするものとして、アンケートを作成したものでございます。アンケートはこの冊子の次についている「小学生版」と「中高生版」がありますが、今日は「小学生版」で御説明申し上げたいと思います。

「日頃の生活アンケート」は、気がかりな児童・生徒を発見するためのアンケートという形で作成したものでございますが、このアンケートにつきましては、東京都教育相談センターが平成17年、18年の2回にわたって行った「思春期の心理と行動に関する意識調査」、標本数は3,045でございましたが、これにおいて気がかりと思われ

る生徒に共通に見られた質問項目を抽出し、20項目のアンケートとして再構成したものでございます。1番から20番まで、子供たちが、「よく当てはまる」「少し当てはまる」「当てはまらない」という記号に丸印をつけてもらうものでございます。このアンケートを活用することにより、自殺予防のために特に配慮を要する児童・生徒を早期に発見し、適切な対応を行う手がかりとすることができることを期待しているわけございまして、これまでは事件・事故が起こった後の対応のためのチェックリストは既に活用されておりますが、今回は未然防止の手がかりとなる情報を収集するためのアンケートとして開発したものでございます。このアンケートを児童・生徒に実施し、配慮が必要と思われる児童・生徒については、教員が心理職による心のケアにつなげていくものとして作成したものでございます。

続きまして、もう一度、提言集に戻っていただき、3ページを御覧ください。

「教育委員会への提言」では、教育委員会はこれまでもここに示したような組織的な対応を各学校に促してきたところでございますが、今般、新たに3つの提言を示しております。「提言4 教職員を対象とした自殺予防に関する研修を実施する。」でございます。ここで示した研修につきましては、これまでも都教育委員会は様々な研修活用資料を作っております。この冊子の一番裏、5ページに、「自殺予防の取組、自殺及び自殺未遂発生時の対応等に活用できる資料」として中段に枠囲いで示しております。

続きまして、「提言5 専門家の配置拡大や専門機関の効果的な活用による自殺予防及び緊急支援体制を構築する。」そして「提言6 児童・生徒を対象とした自殺予防に関する教育の実施について研究する。」となっておりますが、国において自殺予防教育プログラムを開発するやに聞いております。これはアメリカの先進的なカリフォルニアを視察して、文部科学省が今後研究成果をまとめるものでございますが、こうした先進の動向を踏まえて、都と区市町村の連携の下に、自殺予防に関する教育の内容・方法について、今後も研究していきたいというものでございます。あわせて、筑波大学でも大学生の自殺対策という研究がかなり詳細に行われており、括目すべき研究成果も出ておりますので、これらにつきましてもあわせて参考にしていきたいと考えております。

「関係機関への提言」を提言7から提言9までに示しております。オール都庁で自殺総合対策東京会議を設置しており、その下部組織に自殺対策推進庁内連絡会がございまして、このような連絡会等を通して、本提言を全庁的に周知していきたいと考えております。関係機関の協力がなければなかなかうまく運ばないということを踏まえて、これらの提言を示しております。

「家庭・地域への提言」では提言10から提言12までを示しておりますが、家庭は第一義的に子供の自殺の兆候に気付く極めて重要な立場にあることを踏まえて、これらの提言を示しているものでございます。

もう一度A3の資料にお戻りください。

「今後の予定」でございますが、区市町村教育委員会指導室課長会、生活指導担当指導主事連絡会、校長連絡会等において、この提言について周知を図るとともに、各学校におけるこの提言内容やアンケートを活用した自殺予防の取組を推進していただきたいと考えております。家庭・地域には教育委員会や各学校を通じて周知を図っていく予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 よくまとめてくれていて提言を出していただいたらいいと思うのですが、中身について付け加えてほしいことがあります。これはどうしても聞いてもらいたい。

それは、三者が役割を担うということは、そのとおりですし、基本的な考え方はそれでいいのですが、まず学校と家庭・地域が連携して子供の状況を把握して、連携して対応することが必要な場面が結構あると思います。そこについての対応が、この提言の中にすっぽり抜け落ちています。これは付け加えておかないといけないと思います。特に学校に対しては、「提言3 アンケートなどを活用し、具体的・継続的に児童・生徒理解を深める。」とありますが、この項目の一つの中に、家庭の状況の把握に努めて、家庭訪問と言うと、また議論が起こりますから、そこはもう少し抽象的にしていいですから、家庭とうまく連携を密にするような機会を多く持つようにすると

というような中身を提言3の中に書いていただきたい。

それから、親の側には、提言11のどこかがいいと思いますが、学校における子供の様子をよく知ること、地域における子供の様子をよく知ることが、家庭の一つの責任だと思います。それに努力することを、この提言項目の一つとして、提言11の中に、加えてください。そうしませんと、不十分になるということがありますので、是非ともそこをよろしく願いたいします。

それから、提言をするのはいいですが、提言はどのような形ですか。

【指導部長】 この提言をまとめたならば、周知徹底を図るために説明会を行います。その実施状況につきましても、心のふれあい月間が6月・11月・2月に設定されておりますので、そこで活用状況についてきちんと把握をしていきたいと考えております。

【竹花委員】 そうではなくて、例えばこれを出せば教育委員会はわかりますし、学校へ出せば学校はわかると思うのですが、保護者や地域に向けての提言がありますから、提言する以上は、何らかの形で家庭に届けなければいけないわけです。それはどういうふうに考えていますか。

【指導部長】 それは区市町村教育委員会及び学校を通じて、提言が出ましたと周知徹底に努めていただくように通知等で指導していきたいと思っております。

【竹花委員】 それで伝わりますか。

【指導部長】 様々な機会をとらえていかなければいけないと考えております。

【竹花委員】 私が先ほど申し上げた事柄について、さらに付言するならば、是非とも家庭にこの情報を伝えるとともに、日本青少年研究所が出したアメリカや中国の子供たちとの比較に関する調査をつけていただいて家庭に知らせてもらいたい。その中には、子供たちは自尊心が持てないという記述とともに、家庭でお父さんやお母さんが自分のしていることを知っているかという問いがあります。日本の子供たちは、お父さんは自分が学校から帰ってからのことを知っていると思うと回答した割合の低さは際立っています。これをみんなに知らせてほしいと思います。そういう子供たちに関心も持たない親に自殺の予兆が得られるわけがないと思います。提言をするのはもちろんいいのですが、それが実質的な効果を伴うような形で先生たちにも、家庭に

も伝えるように、そこがわかるようにしてもらいたい。いつぞやも申し上げたけれども、こういう提言を一つ出す、通達を一つ出せば仕事をしたことになったと思わないで、思っていないとは思いますが、実質的にこれが行えるようなことを工夫してほしいと思います。その例として今申し上げました。

今言ったところは中身に付け加えてもらわないと、これでは不十分で、そこを指摘されると厳しいと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

【指導部長】 付け加えるべき点につきましては、文言として具体的に御指摘いただきましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

ただ、本日これはプレス発表を予定しておりますので、再度改めて改訂版で示していきたいと思っております。

【竹花委員】 そんなに難しいことを言っているわけではないから、おわかりいただけたと思うので、文書の中にも、プレスリリースするときにも、先ほど言った研究所のデータも出して、記者の皆さんの関心も、家庭に向けての発信をしていただくいい機会ですから、是非とも御協力を得たらどうでしょうか。

【指導部長】 日本青少年研究所の様々な国際調査につきましては、別途、家庭等に伝える方策について考えてみたいと思います。

これから学校と家庭との関係をきちんと対応していかなければいけないと私どもは考えておりますので、そういった中で伝える手立ては十分にあるかと思っております。

【竹花委員】 学校と家庭の関係が、余り入っていないではないかと言われて弁解するよりはいいと思いますから、いずれそれも付け加えておいてください。よろしく願いいたします。

【委員長】 「自殺予防のための課題」の2つ目に、「学校・教育委員会、関係機関、家庭・地域のそれぞれが取り組むことを明確にする。」とあり、そこに「それぞれが」と書いてあって、連携という考え方が入っていないのが気になりましたので、その辺の文章を修復できるものなら、そこだけでもお願いします。

【竹花委員】 木村委員長の指摘にもこたえて、総論文にも、「それぞれが守り、かつ連携することは」と1文付け加えたほうがいいかもしれない。

【指導部長】 わかりました。その文は付け加えさせていただきたいと思います。

【委員長】 中教審でもこの点について、散々議論をしてきたのですが、問題はど  
うやって家庭に入り込むかですね。そこが難しい。家庭がきちんと見てくれないと、  
子供の変調はなかなかわからない。学校だけに任せるのは無理ですね。そのところ  
もよろしくお願いします。

【指導部長】 そこは今考えているところでございます。

【高坂委員】 もちろん今まで言われたことで行っていただければいいのですが、ふ  
っと思ったのは、この間、内館委員が「塀の中の中学校」というドラマを書かれまし  
た。あれも自殺したいと言っていた人が生きようとした内容です。また、今、チリで  
救出作業をして、あれには皆感動するわけですね。こういう具体的なことで訴える  
ようなことも検討してもらえばと思います。

前にも言ったかもしれませんが、生徒に父親の活動のイメージを書けと言ったら、  
満員電車の様子でした。これではだめなので、親子の連携という視点も必要でしょう  
が、具体的な事例を踏まえながら教えていくことも重要だと思います。提言について  
は、基本はこれでいいのですが、こうしたことも少し考えていただいたらどうかと思  
います。

【指導部長】 了解いたしました。

【委員長】 よろしくお願いします。

それでは、いろいろ御意見が出ましたので、その辺を今後の活動の参考にしていた  
だきたいと思います。

報告事項の(2)につきましては、報告として承ったということで、報告事項  
(3)にまいります。

(3)平成26年度全国高等学校総合体育大会における開催予定競技種目等につ  
いて

【委員長】 報告事項(3)平成26年度全国高等学校総合体育大会における開催  
予定競技種目等について、指導部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 報告資料（３）平成26年度全国高等学校総合体育大会における開催予定競技種目等について御説明申し上げたいと思います。

本件につきましては、去る9月9日の教育委員会定例会においての議案で、既に開催承諾について御決定をいただいているところでございます。その際、競技種目等につきましては、事務局で調整し、調整し終わった段階で報告をすると御説明を申し上げておりましたが、今般、その調整が整いましたので御報告申し上げるものでございます。

なお、四都県における開催予定競技種目の公表につきましては、本日、四都県がそれぞれプレスリリースする予定となっております。プレスリリースの時刻がそれぞれ異なっているため、各県はそれぞれの県が開催する予定の競技種目のみを公表すると申し合わせておりますので、御了解いただければと思っております。

それでは、説明に入らせていただきます。

記書きのところを御覧ください。

「１ 競技種目分担の基本的な考え方」でございます。平成26年度の全国高等学校総合体育大会は、少林寺拳法を含め30競技となりますが、開催競技数は四都県で均等に割り振ります。ただし、総合開会式を担当する都県は競技数を軽減することになっております。東京都は総合開会式と6競技を担当いたしまして、ほかの千葉県、神奈川県、山梨県はそれぞれ8競技を開催する運びとなりました。

（２）でございます。各都県の諸事情を勘案して分担をいたしましたが、主にはそこに示しているとおりでございます。全国規模の大会開催実績とか人口、財政基盤、高等学校体育連盟競技専門部の運営役員等の状況となっておりますが、特に運営役員が確保できるか、運営体制がきちんと組織できるかといった状況を総合的に勘案いたしまして競技を分担したものでございます。

（３）でございますが、競技種目については、男女、あるいは種目分野別に開催地を分離して運営することも可としております。例えば水泳で申し上げれば、水泳には競泳と飛び込みと水球がございますが、その一部を、開催県は何々県であるけれども、開催地は別の都県を使うことも可能でございまして、本大会では水泳を担当する県が、水球のみを別の都県で開催することも検討しております。



「 2 都における開催予定競技種目等」でございますが、都は、お示ししており総合開会式、体操、バレーボール、相撲、弓道、テニス、なぎなたの6競技となっております。

なお、これに係わる具体的な実施会場につきましては、総合開会式の会場を含めまして、今後、選手にとって最適な会場を選定していく予定でございます。

「 3 今後のスケジュール」でございますが、今月、四都県合同で競技種目を明示した開催承諾書を提出してまいります。全国高等学校体育連盟においては、12月ぐらいに正式決定をする予定と伺っております。

参考として、来年度以降のスケジュールでございますが、来年度は東京都のインターハイの準備委員会を設置し、平成24年度は東京都の実行委員会を設置する予定となっております。そして開催前年度である平成25年には、スポーツ祭東京2013が開催されます。これは東京国体と全国障害者スポーツ大会を全国で初めて一つの祭典として位置付けて実施するものでございます。平成26年にはインターハイを開催するわけでございますが、スポーツ祭東京2013のレガシーも踏まえながら、今後更に詳細な検討をしていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。何か御意見、御質問ございますか。

【瀬古委員】 開会式の場所は決まっていないのですか。

【指導部長】 今後、決めていきたいと考えております。

【委員長】 よろしゅうございますか。 異議なし それでは、この件についても報告として承ったことにさせていただきます。

#### (4)都立学校における個人情報紛失事故再発防止について

【委員長】 報告事項(4)都立学校における個人情報紛失事故再発防止について、説明を、次長、よろしく願いいたします。

【次長】 それでは、報告資料(4)都立学校における個人情報紛失事故再発防止

について御説明をいたします。

この件に関しましては、個人情報の紛失に係る事故がずっと継続して起きており、このことについて、前回の教育委員会では、教育委員会として教育長に対して嚴重注意が行われ、また、委員長から、早急に有効な防止策を講じるようにという御指示もいただいております。それらのことも踏まえて、事務局で防止策の具体的な方針を定めましたので報告するものでございます。

まず、資料の「1 都立学校における個人情報紛失事故の発生状況」でございますが、ここに書いてあるとおり、平成19年度から累計で延べ32件でございます。

なお、この件数にはごく軽易なものは除いております。USB等の外部記憶媒体によるものが23件、約72パーセントで非常に大きな割合を占めております。うち、私物の記憶媒体が原因なものが、USBメモリが9件、その他の媒体が4件となっております。

こういった個人情報の紛失事故に対して、これまで教育委員会としてどのような対応策をとっていたかということが2で示しております。

従前、ルール面の対策を中心といたしまして、各種通知、あるいは校長連絡会、研修等において、事故防止のための禁止等のルールについて説明をしたり、事故情報の周知を繰り返し行ってきました。その状況を転換したのが、平成21年9月の教育委員会以降でございます。TAIMSの端末を原則一人1台配備するという方針が決まり、予算もついたことから、それに伴った対策をとってまいりました。TAIMSに関しましては、セキュリティレベルが非常に確保されている環境でございますので、ハード面の対策としまして、TAIMS端末は原則一人1台配備をしてまいりました。これは今年の3月で完了しております。このことに伴い、それまで学校で使用しておりました校務処理用の既存のパソコンは原則使用禁止という措置をとりました。TAIMS端末においては、私物USBの技術的制御を実施しております。

また、個人情報は原則、セキュリティを確保したファイルサーバーで保管をすることといたしました。特に個人情報として学校で重要、かつ多く取り扱っております成績に関しましては、成績管理サーバーを設置し、成績情報はそこで一元管理することといたしました。すなわちTAIMS以外では成績処理をしないという対応をとった

わけでございます。

それに加えて、ルール面の対策としましては、個人情報保護対策マニュアルを作成したほか、服務規律の徹底を実施いたしました。服務規律の徹底としては、事故のたびに、その内容について各学校に連絡・通知をしております。また、平成21年と平成22年の2回にわたりまして全校立入調査を行うというルール面の徹底をする対策をとってきたところでございます。

しかしながら、これらの対策をとったにもかかわらず、事故は根絶されていないということで、改めて今年の8月に個人情報事故再発防止検討委員会を教育庁の中に設置いたしまして、これは事務局のメンバーだけではなく学校経営支援センター、学校の代表、外部の委員の方にも入っていただいた検討組織を設置いたしました。

特にこの間の都立竹台高校、都立福生高校の事故につきましては、情報の漏えい件数が非常に多い、あるいは入学選抜の情報が入っていたという従来にない事故でございましたので、このことの内容の分析も検討委員会の中で精緻<sup>ミ</sup>に行いました。

「3 現状分析」につきましては、このような様々な対応をとったにもかかわらず、なぜ事故がなくなるかという視点で、学校現場の実態を詳しく調べることを中心にして分析を行いました。

まず、「個人情報処理の実態」でございます。学校ではどのように個人情報が処理されているのかと申しますと、T A I M S が一人1台配備されていることで、個人情報が入った校務処理は原則T A I M S のみで行うことがルール化されております。しかしながら、現状では、まだ多くの既存のL A N やP C が残っており、引き続き教材作成や校務処理がT A I M S 以外のところで行われている実態がございます。なぜそういう実態が残っているかということでございますが、T A I M S が入る以前の段階では、設置場所の選択や使用するソフトの導入については学校の裁量によって行われてきたため、T A I M S に比べて教員にとってみれば使い勝手が良いと感じているケースが多うございます。また、T A I M S の配備については、教員については一人1台ですが、実習助手や寄宿舍指導員等は、T A I M S はまだ共用の配備になっております。それから、そもそも既存のパソコンについては私物U S B を使用不可能とする設定が行われていないため、私物U S B により一部の校務教材が管理されているケー

スがあると考えております。

こういったことについての「教職員の意識」は、すべての教員というわけではないのですが、個人情報の保護よりも、他のやるべき仕事在最優先になり、個人情報が流出した場合の生徒・保護者への影響についての認識が薄い場合があります。自宅において教材作成を行わざるを得ない実態も一部にございまして、移動媒体として私物USBを使うことはやむを得ないと考えている教員が存在していたり、自分が担当した生徒の資料は、自分の手元にずっと持っていることが従来は許されていたので、そういった心理がまだ払拭されていないということがございます。

一方、「学校内の組織体制」でございまして、情報セキュリティに関して、校内組織が適切に機能していない学校がございまして、機能している学校もありますが、これについては学校によってかなり差がございまして、管理職に関しましては、基本方針の策定や適切な指示を行わず、担当者に対応を任せているケースがございまして、それから、個々の学校の具体的なセキュリティ対策が全教職員に浸透している状況が見られないケースがあります。こういった現状が、事故が起きる土壌としてあるのだろうと見ております。

それを踏まえまして、「4 再発防止の対策ための対策」になりますが、大きく3つの観点があるかと思っています。一つ目は、ハード環境の整備、二つ目は、教職員の意識改革、三つ目は、それらを進めていく組織体制の強化でございまして、

まず、「ハード環境の整備」でございまして、基本的には移動媒体であるUSBを使用しないシステムを構築していくということが基本でございまして、その意味で、「対策1 校務処理の一元化とUSBが使用出来ない環境の構築」で、校務処理に関しまして、TAIMSですべて処理をしていくという環境を一刻も早く構築をしていきたいと思っております。これらに関しましては、従来もこういった方針は持っていたわけですが、都教育委員会の取組も学校の取組も極めて不十分なところがあったと反省をしております。

そこで、具体的にどのようにするかに関してですが、まず(1)のアで、学校内で処理されているデータをTAIMSへ移行するための基本方針及びスケジュールの全庁的な方針を策定するとともに、各学校では、現在、既存LANやPCでどのような

校務データが処理されているかをすべて把握する必要があるがございます。膨大な量になるかと思いますが、それらを分析しまして、具体的な移行手順、移行計画を策定・実施する必要があるがございます。それらの各学校が移行計画を立てて実施するための必要な支援を教育庁と学校経営支援センターを中心に行っていきたいと思っております。

( 2 ) は T A I M S 環境の整備と利便性の向上でございまして、T A I M S については不便だと、既存のパソコンのほうが使い勝手がよいと感じている教員がいるということもあり、T A I M S の利便性の向上が必要であると思っております。既存の P C で使用していた大容量ソフトが使えない場合の対応策の検討や、実習助手を含めた一人 1 台体制の実現、成績等管理サーバーの利便性の更なる向上といった対策をとっていきたいと思います。

対策 2 でございますが、教員たちがパソコンを使うもう一つの内容としては、教材を作成するという分野がございます。教材を作成する U S B の中に校務処理のものも混在しているというのが通常の実態でございます。教材に関しては、基本的には個人情報が入っていないのですが、これについても U S B を排除する対策をとる必要があると思っております。その意味で、( 1 ) U S B を使用しない環境の実現ということで、まず、教育用 L A N システムに一時データを保管する環境を構築したいと思っております。これは比較的簡単にできると思っておりますが、これをやれば自宅からもアクセスすることが可能ですので、移動媒体を自宅に持っていく必要がなくなります。さらに、根本的には最新技術やインターネットを活用したデータ移動手段、保管環境の構築をしたいと思っております。これは結構大容量なものも可能な形のものを検討したいと思っております。

( 2 ) は、教材作成時の利便性の向上で、インターネットに関してはフィルタリングをかなり厳しく運用していますので、その緩和やソフトとしての「一太郎」の使用を柔軟に認めることを行っていきたいと思っております。

次に、「教職員の意識改革」でございますが、まず、対策 3 では、校長の意識改革が最も重要でございますので、校長を対象とした研修を実施し、あわせて副校長が実務的な中心になりますので、副校長に対して実務的知識の付与を目的とした説明会を行いたいと思っております。

対策4では、教育委員会が通知を出し、校長、副校長等から職員会議等で説明をするという従来のパターンの周知だけでは不十分だということがわかりましたので、より効果的な研修等の実施を工夫していきたいと思います。一方通行でない能動的な研修の実施、あるいはT A I M S環境を活用したe - ラーニングや全教員への一斉通知等の実施を行ってまいります。この点に関しましては、先般、委員からお話のありました重大な個人情報に係る事故についての処分内容等について、プレス発表資料を全教員にT A I M Sを通して通知いたしました。これについては、非常に効果があったと報告を受けております。それから、セキュリティ対策は、ともするとわかりにくい面がありますので、対策マニュアル等でわかりやすく周知するなどの対応策をとっていきたいと思っております。

対策5では、どの学校も同じような対応をとる部分だけではなくて、各学校の状況に応じて繰り返し指導していくとともに、個別指導も場合によって必要だと思っておりますので、そういった指導も徹底していきたいと思っております。

最後に「組織体制の強化」についてでございますが、まず、再発防止委員会に関しましては、当初、対策をまとめた段階で解散する予定でしたが、そうではなくて、更に継続して設置しまして、対応策の進行管理、あるいは浸透状況等をチェックする、更に改善策を検討する機能を持たせたいと思っております。セキュリティに関しては、学校の管理運営規程上の位置付けがまだできておりませんので、この点についてきちんと学校の管理運営規程上の位置付けを行って、改めてすべての学校で再発防止のための組織体制を整備させていきたいと思います。その中で、それぞれの学校内の役割分担も明確になっていくものにしていきたいと思います。さらに、専門的な知識が学校で不十分であるケースがございますので、そういった観点からの指導・助言、あるいは評価を行う仕組みをつくってまいりたいと考えております。

こういった方針で今後臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。御意見、御質問はございますか。

【高坂委員】 この間、ある校長先生にこの話を聞いたら、ここに「柔軟化」と書いてあるからいいのかもしれませんが、「一太郎」の使用をもう少し柔軟化してもら

えないか、都庁に申請してもなかなか認めてもらえないということを聞きました。フィルタリングの基準ももう少し柔軟化してもらえないかという話を聞きました。これは都庁のどこが担当しているのですか。

【次長】 オール都庁のルールがございまして、T A I M S はセキュリティ確保に重点を置いていますので、フィルタリングの基準はかなり厳しいです。ソフトについても個々に審査をすることになっていますが、教育においては、特に学校現場においては、例えば漢文の返り点とか、数式の記号とか、日本史の普通は使わない漢字などは「一太郎」でないとうまくいかないのです。だから、この必要性はあると思います。今は教育情報課に申請をしていただければ、すぐ認めることになっています。手続は必要なので、それを必要以上に制限している実態ではないのですが、一部まだそのことが十分学校に伝わっていないこともありますので、早急に改善をしていきたいと思えます。

【高坂委員】 現場はそれに対する不満がかなりあるようなことを聞きました。もう一つは、文部科学省の通達は、物によっては「一太郎」を使っているのですか。こちらはT A I M S だということで、教員としたら使い勝手が悪いということも聞いたのですが、そんなことはないのですか。

【次長】 「一太郎」は今でも多くの学校で使われているのですが、自由に使えるわけではありません。ですから、使えるということを全部に徹底することと、その手順、期間についても、さらになるべく簡略化していきたいと思えます。

【高坂委員】 規制と処罰ばかりが通達として回ってきて、現場で困っている対応が十分吸い上げられていないのではないのでしょうか。その辺を一度検討してみてください。

【次長】 はい。

【竹花委員】 対策1は非常に大事なことだと思うのですが、各学校における状況を把握し、指導するのは誰がやるのですか。

【次長】 教育情報課と都立学校教育部高校教育課であります。日常的なところでは学校経営支援センターです。

【竹花委員】 結構大変で、先生たちもいろいろな意味で変わり目の時期で困って

いるところもあると思うので、できるだけ相談に乗って、現場で手取り足取り教えてあげることがすごく大事だと思います。その体制をしっかりと整えることが大事で、継続して必要だというわけではないので、臨時的にこうした専門家を雇って派遣することも考えたほうがいいと思います。都立高校200校ぐらいはきちんと面倒を見て、現場も、教育庁の言うことは聞かないけれども、専門家の言うことはよく聞くので、そこは体制を整えないと、私たちの本気が彼らにも伝わらないし、意思の疎通も、意識改革も進まないのではないかと思います。こういった体制をよくとってください。よろしく願いいたします。

全体の感想としては、ようやくここまで来ましたので、幾つかの事故がありました。これを機会に、最終的にしっかりとした体制を整えられるのではないかと希望を持ちますので、是非ともこの対策の6番目までがしっかり行えるようにしてほしいと思います。

それとともに、先ほどT A I M Sを通じて教職員に直接様々な情報が提供されるというシステムがあるとおっしゃっていましたが、そういうことを通じて、みんなにT A I M Sに慣れてもらい、意思の疎通の新しい方向を日常的なものにしていくことがすごく大事だと思います。前にもお願いしていますが、今のT A I M Sの活用方法について、一度、当教育委員会に御報告をいただきたいと思っています。私も伝えたいことがあります。恐らく彼らも私たちに伝えたいことがあると思います。そうしたことも含めて、東京都教育委員会とも、もちろん事務局とも、個々の先生とももっと意思の疎通ができるようなシステムを作っていきましょう。そういうふうにしてパソコンを使っていければ、そうかということがみんなにだんだんとわかってくるだろうと思います。そういう点もよろしく願いいたします。

最後になりますが、都立学校について、やっとここまで来た段階なので、区市町村の状況については、どうなっているのかまで把握することも含めて進んでいないのではないかと思います。自分のところもやれないのに、何だと言われてもしょうがないので、都がきちんとした上で、区市町村の教育委員会に対するこの点での指導をきちんと行う必要があるだろうと思います。先生たちの処分は都教育委員会で行いますので、そういう点でも、恐らく私たちのところに上がってこない案件が処分がなされ



ている例もあるのではないかと思います。都のものは情報公開制度で全部情報公開されますが、区市町村はどうされているのかもよくわかりませんので、そういったことも含めて、区市町村教育委員会の指導についても念頭に置いて考えていってほしいと思います

【高坂委員】 一つお願いがあるのですが、報告してもらうのもいいのですが、TAIMSが現場でどう動いているのかを見せてほしい。報告だけ聞いていてもイメージがわからない。今言ったようなことも、校長先生がおっしゃるけれども、現場が一体どうなっているのか、近場の高校でも、あるいはモデル校でもいいですから、紹介していただいて、一度見せてください。TAIMSは一体どういうものなのか見せてください。

【竹花委員】 この間視察に行ったときに大森高校の職員室を見せてもらえばよかったですね。

【高坂委員】 これだけ大きな問題になった以上は、ほかでもいいですから、少し考えてください。

【次長】 わかりました。

【委員長】 セキュリティのレベルを上げるとのことと、使いやすさを両立させることは難しいですね。そのところをきちんと教育していかないといけないと思います。拘束条件が強くなるのですから、そのところも相当啓発活動をする必要がありますね。

時間が押していますので、以上とさせていただきます。本件も報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

10月28日(木)午前10時

教育委員会室

11月11日(木)午前10時

教育委員会室

【委員長】 それでは、今後の日程を、教育政策課長、よろしく願いいたします。

【教育政策課長】 定例教育委員会でございますが、次回は10月28日、木曜日、次々回は11月11日、木曜日。いずれも午前10時から、場所は教育委員会室を予定してございます。

## 日程以外の発言

【竹花委員】 課題以外の発言で簡単に申し上げますので、よろしく願いいたします。

この間、高坂先生と一緒に都立大森高校を訪ねて、その時に感じたことがなかなか頭から消え去らないので、大事な問題ではないかと考えますので、指導部が中心になるかと思いますが、時間もかかるかもしれませんが、教育庁で考えてほしいと思います。

生徒5人とお話をして感じたことが二つあります。一つは、5人のうち3人の方がアルバイトをしているのです。高校生がアルバイトをしてはいけないわけではないし、小学生も中学生も新聞配達をしている子供たちもいるかもしれない。アルバイトをするにはアルバイトをする理由もあるし、そこから得られるものもあるだろうと、いろいろなことを考慮しても、なぜアルバイトをしているのか、どれぐらいの時間しているのか、学業や高校生として私たちが高校生の間につけてほしい力をつけることに妨げになっていないのか少し心配です。

この生徒たちは非常にいい子で、そのうちの一人は、自分の将来のために蓄える必要があると言っていました。そうだとすれば、それは貴重な心構えであります。もっと勉強してもらって、何か奨学金を出す必要があるのではないかと。そういうことも含めて考えてもらわないといけない。我々としては教育上の投資をしているわけですから、高校生の間には、できる限りそれにこたえるような生活をしてほしいという思いがあります。それはなかなか難しく、絶対にだめだとは言えない話ですけども、周りにいる先生たちも、そのことについては何も言わないという雰囲気があった

ように思います。なかなか言いづらい問題だと思います。そういう問題を生徒の考えだけで行っていくのはどうだろうという思いがあります。昨近、教育格差が言われております。現実にそういう問題が家庭上の経済的な困難から起こってきているとすれば、そこは東京都教育委員会としても何か方法を考えなければならないのではないかとと思います。

もう一つは、この生徒たちは皆、中学校時代に勉強ができなかったというコンプレックスを強く抱いているように感じました。先ほども日本青少年研究所の話をしました。自尊心の低さはそういうところもあるかと思うし、都教育委員会でも大事にしたいと考えている道徳教育の問題も自尊心が前提にならないと、なかなか進んでいきません。中学時代に勉強ができるように努力することがすごく大事であり、少しでも成果を得られるように、もう少し本格的に議論をし、改善をしていく必要があると強く感じました。習熟度別授業が中学生の中で行われていても、現状では、先ほどの状況と変わらないと思われ。成績は多少低いかもしれないけれども、都立の普通高校にやってきた子供たちが、勉強ができないという非常に深いコンプレックスを持ってやってきている子供もいる。そして、一部の高校に勉強のできない人同士が集まって、そこでやっとほっとするというような状況は、どこかおかしい。我々は、この現状をもう少し敏感に受け止めて、何か方法を考え、現場の教員も含めて、そこに焦点を当てたような勉強ができないかの検討を要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

【委員長】 指導部長、よろしくお願いいたします。どういう学校に行っても勉強のできない子がいるので、これは難しい問題です。

【竹花委員】 持っているコンプレックスの深さに、そこまでのことではないし、世の中に出たらそんなことばかりではないことをわかってほしい。勉強のこの部分ではできないけど、ここはできるということもあるわけです。

【委員長】 それでは、非公開の審議に移ります。

(午後0時2分)